

—— 第 3 編 ——

地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 地域の特性を踏まえ、第1編第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 降雪期に屋根上に積雪のある状態で地震が発生した場合は、雪の重量で建物の倒壊を招く恐れがあるため、市民は、こまめに雪下ろしを行うよう努めるとともに雪下ろしの不要な自然落下式屋根や融雪式屋根への改修も検討する。

2 地震に強いまちづくり

- (1) 地震に強い都市構造の形成

ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

ウ 立地適正化計画による防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ（公表済）に基づき、スクリーニング調査を実施するとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、宅地の安全性の把握及び耐震化を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

ウ 県、市との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

カ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

キ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

地震災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「情報の収集・連絡体制計画」のとおりとする。

第3節 活動体制計画

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「活動体制計画」のとおりとする。

第4節 広域相互応援計画

地震災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」のとおりとする。

第5節 救助・救急・医療計画

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、次の対策を講ずる。

- (1) 防災拠点施設等の耐震診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。
- (2) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な防災拠点施設等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「緊急防災基盤整備事業」の活用を図る。

第6節 消防・水防活動計画

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」のとおりとする。

第7節 要配慮者支援計画

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、地震災害から要配慮者とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設における地震発生時の避難計画の策定及び避難訓練の実施を促進する。

具体的な計画については、第2編第1章第8節「要配慮者支援計画」のとおりとする。

第8節 緊急輸送計画

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。

第9節 障害物の処理計画

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。

第10節 避難の受入れ活動計画

大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難の受入れ活動計画」のとおりとする。

第11節 孤立防止対策

市は、地震災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」のとおりとする。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第13節 給水計画

水道施設の地震災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過器の整備等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」のとおりとする。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

地震災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、震災時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして

利活用する。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。

第15節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

第16節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

○地震に強い電気供給システムの整備促進

○地震時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき予防対策を推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。

第17節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、アセットマネジメント計画策定により施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「上水道施設災害予防計画」のとおりとする。

第18節 下水道施設等災害予防計画

下水道施設等は、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要があることから、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震機能を有した施設とする。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、新耐震基準に基づき施設の耐震対策を講ずる。

第19節 通信・放送施設災害予防計画

地震災害時には、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「通信・放送施設災害予防計画」のとおりとする。

第20節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第21節「鉄道施設災害予防計画」のとおりとする。

第21節 災害広報計画

地震災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「災害広報計画」のとおりとする。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、危険箇所の把握に努め、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

具体的な計画については、第2編第1章第23節「土砂災害等の災害予防計画」のとおりとする。

第23節 防災都市計画

地震時における市民の生命及び財産の保護を図るため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

具体的な計画については、第2編第1章第24節「防災都市計画」のとおりとする。

第24節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 公共建築物

(1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(2) 防火管理者の設置

岳北消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(3) 緊急地震速報の活用

市が管理する、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

(2) 建築物の所有者は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(3) 地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

3 落下物・ブロック塀等

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

市内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも

十分配慮する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置を促す。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第26節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

第26節 河川施設等災害予防計画

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第27節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。

第27節 ため池災害予防計画

市内にはおよそ70か所の農業用ため池があり、これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽の進んだものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがあるため、減災対策の推進に努める。

1 主な取り組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

2 ため池災害予防計画

(1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は、県に報告する。

(2) ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。

(3) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(4) 地震後の農業用ため池緊急点検等要領に基づく点検について、ため池管理者とともに実施する。

第28節 農林水産物災害予防計画

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保等を推進する。

1 農水産物災害予防計画

(1) 農業農村支援センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防対策の周知徹底を図る。

(2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を推進し、新たな施設の設置に当たって

は、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限度にするための安全対策を指導する。

2 林産物災害予防計画

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (2) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導助言する。

第29節 二次災害の予防計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した被災建築物応急危険度判定士の受入体制を整備する。

(2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握するとともに、今後、さらに河川管理施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。

(第7編資料3-1~3-3及び3-5~3-7参照)

また、情報収集・警戒避難体制の整備も図っておく。

第30節 防災知識普及計画

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が常日ごろから震災に対する備えを心がけるとともに、震災発生時には自らの安全を守るような行動をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

市は、災害文化の継承や、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った震災に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第31節「防災知識普及計画」のとおりとする。

第31節 防災訓練計画

地震災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、震災発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努め、震災発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として震災を想定した防災訓練を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第32節「防災訓練計画」のとおりとする。

第32節 災害復旧・復興への備え

地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、地震災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧資材の供給体制及び罹災証明発行体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第33節「災害復旧・復興への備え」のとおりとする。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

地震災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第34節「自主防災組織等の育成に関する計画」のとおりとする。

第34節 企業防災に関する計画

企業には、地震災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。

1 市が実施する計画

- (1) 市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (4) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

2 企業が実施する計画

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるものとする。
- (2) 屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。
- (5) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第35節 ボランティア活動の環境整備

大規模な地震災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が

それぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

具体的な計画については、第2編第1章第36節「ボランティア活動の環境整備」のとおりとする。

第36節 地震災害対策に関する調査研究及び観測

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

1 地震に関する情報の収集

市内には、県による地震計が市役所内に設置されており、地震規模が掌握できるようになっている。

- (1) 市は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。
- (2) 市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

第37節 観光地の災害予防計画

観光地の地震災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第38節「観光地の災害予防計画」のとおりとする。

第38節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第39節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」のとおりとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 地震災害情報の収集・連絡活動

地震が発生し、緊急地震速報の伝達を受けた場合は、市は直ちに市民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、市及び各防災関係機関はただちに震災時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」のとおりとする。ただし、気象庁及び長野地方気象台が地震発生後に発表する地震に関する情報は次のとおりである。

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推測し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により市民へ伝達を行うものとする。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(2) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(3) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(4) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(5) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(6) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(7) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

第2節 非常参集職員の活動

市は、市の地域に地震が発生した場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」のとおりとする。ただし、地震災害時の職員の動員配備基準は次のとおりである。

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 内 容
第1配備 (警戒1次体制) 警戒の態勢	飯山市で震度3の地震が発生したとき	○地震発生直後に第1配備（警戒1次体制）につき、企画財政課で情報収集及び被害状況を確認し、危機管理防災課で統括する。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第2配備 (警戒2次体制) 「警戒本部」の設置 (災害発生前の体制)	飯山市で震度4の地震が発生したとき	○地震発生直後に第2配備（警戒2次体制）につき、被害調査、応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○各施設管理者も警戒態勢をとる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第3配備 (非常1次体制) 「災害対策本部」の設置 (災害発生時の体制)	飯山市で震度5弱、強の地震が発生したとき	○地震発生直後に第3配備（非常1次体制）につき、被害調査及び応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○避難場所担当職員は避難場所へ自主参集する。（勤務時間外時の発生の場合） ○必要に応じて職員配置を増強する。
第4配備 (非常2次体制) 「災害対策本部」の設置 (激甚又は大規模な災害発生時の体制)	飯山市で震度6弱以上の地震が発生したとき	○地震発生直後に第4配備（非常2次体制）につき、被害調査、被害拡大防止、応急復旧に努める。 ○活性化センター所長は、被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○避難場所担当職員は避難場所へ自主参集する。（勤務時間外時の発生の場合） ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

地震災害における各班の配備基準

(令和4年4月1日現在)

対策部	班	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
		警戒1次体制	警戒2次体制	非常1次体制	非常2次体制
		警戒の態勢	警戒本部設置	災害対策本部設置	
総務対策部	危機管理防災班	4	4	4(0)	※災害の種類、規模、地域にかかわらず、全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）
	庶務班（選管含む）	1	5	10(0)	
	企画財政班（事業戦略、公民連携推進含む）	2	9	17(0)	
	税務班		4	13(6)	
	会計班		2	3(0)	
	小計	7	24	47(6)	
民生対策部	市民環境班		3	12(7)	
	保健福祉班（支援C含む）	2	8	35(8)	
	小計	2	11	47(15)	
経済対策部	農林班（農委含む）	1	7	12(0)	
	商工観光班（広域観光含む）	1	5	10(6)	
	小計	2	12	22(6)	
建設水道対策部	道路河川班	2	14	14(0)	
	まちづくり班（移住定住含む）	2	13	13(0)	
	上下水道班	3	10	13(0)	
	小計	7	37	40(0)	
教育対策部	子ども育成班	2	6	10(4)	
	スポーツ推進班（人権含む）	2	3	5(1)	
	小計	4	9	15(5)	
文化振興対策部	市民学習支援班		2	6(5)	
	文化交流班	2	2	3(1)	
	小計	2	4	9(6)	
議会対策部	議会班（監査含む）	1	2	3(0)	
	小計	1	2	3(0)	
消防対策部	消防班（岳北消防本部）				
	小計				
合計		25	99	183(38)	

※勤務時間外において、震度5弱以上（第3配備以上）の地震が発生した際、避難場所担当職員は、担当する避難場所へ直接参集する。

※各施設管理者は、災害の種類及び施設の規模・職員数を考慮して配備基準を定める。

※第3配備の実数は、避難場所担当職員を含む。（ ）内は、実数のうち避難場所担当職員数。

第3節 広域相互応援活動

地震災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

具体的な対策については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」のとおりとする。

第4節 ヘリコプターの運用計画

地震災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」のとおりとする。

第6節 救助・救急・医療活動

大規模地震災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」のとおりとする。

第7節 消防・水防活動

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「消防・水防活動」のとおりとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第9節「要配慮者に対する応急活動」のとおりとする。

第9節 緊急輸送活動

大規模地震災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

具体的な対策については、第2編第2章第10節「緊急輸送活動」のとおりとする。

第10節 障害物の処理活動

地震災害による建築物の倒壊、火災に伴うがれきや立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「障害物の処理活動」のとおりとする。

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」のとおりとする。

第12節 孤立地域対策活動

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」のとおりとする。

第13節 食料品等の調達供給活動

地震災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。

第14節 飲料水の調達供給活動

地震災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。

なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。

第15節 生活必需品の調達供給活動

地震災害により住家が倒壊又は焼失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。

第17節 遺体の搜索及び対策等の活動

地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「遺体の搜索及び対策等の活動」のとおりとする。

第18節 廃棄物の処理活動

地震災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

地震災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。

第20節 危険物施設等応急活動

大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。

第21節 電気施設応急活動

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、地震時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

○早期復旧による迅速な供給再開

○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「電気施設応急活動」のとおりとする。

第22節 上水道施設応急活動

大規模地震災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」のとおりとする。

第23節 下水道施設等応急活動

大規模地震が発生した場合は、下水道終末処理場、污水管渠共に被害が発生するリスクが高い。地震による被害が発生した場合は、下水道BCPに基づき、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「下水道施設等応急活動」のとおりとする。

第24節 通信・放送施設応急活動

地震災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「通信・放送施設応急活動」のとおりとする。

第25節 鉄道施設応急活動

地震が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

1 市の応急復旧活動

第2編第2章第26節「鉄道施設応急活動」のとおりとする。

2 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておくものとする。

(2) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(3) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

(4) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(5) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(6) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第26節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第27節「災害広報活動」のとおりとする。

第27節 土砂災害等応急活動

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第28節「土砂災害等応急活動」のとおりとする。

第28節 建築物災害応急活動

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

1 公共建築物

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

- (1) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

3 文化財

市文化財所管部局は、地震災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

また、市文化財所管部局は、被災した建物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第29節 道路及び橋梁応急活動

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

具体的な対策については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

第30節 河川施設等応急活動

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「河川施設等応急活動」のとおりとする。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

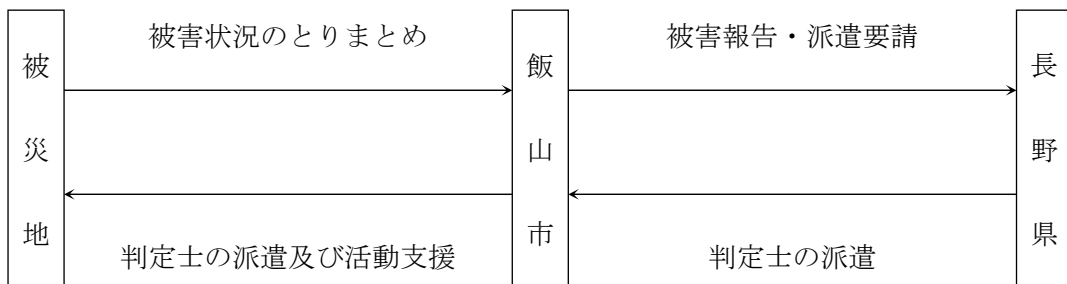
(1) 建築物関係

被災建築物の余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

ア 被災地において、被災建築物応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 被災建築物応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 被災建築物応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。



(2) 道路及び橋梁関係

道路及び橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するため措置を講ずる。

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

ア 危険物施設の緊急使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) 毒物劇物関係

ア 避難誘導措置等

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

イ 災害発生時等における連絡

飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする

(3) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (3) 災害防止のため、応急工事を実施する。
- (4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (5) 必要に応じて、水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必用に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

第32節 ため池災害応急活動

地震発生に伴う、ため池決壊の被害を軽減するため、地震発生後の緊急点検を行い、結果及び被害が生じた場合の状況を、速やかに県及び関係機関へ報告を行う。また、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所に避難させ、被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第33節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農水産物災害応急対策

- (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

2 林産物災害応急対策

被災状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第34節 文教活動

小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、地震災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第35節「文教活動」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、児童生徒等に対する避難誘導については、次のとおりとする。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、市及び関係機関に報告又は連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

(1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、園庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。

(2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、保育園に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(3) 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を市及び関係機関に報告又は連絡する。

(4) 児童の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。

(5) 災害後の保育事業の再開等

ア 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

イ 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

ウ 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

第35節 飼養動物の保護対策

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼養環境を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「飼養動物の保護対策」のとおりとする。

第36節 ボランティアの受入れ体制

地震災害時には、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

具体的な対策については、第2編第2章第37節「ボランティアの受入れ体制」のとおりとする。

第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制

大規模な地震災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第38節「義援物資及び義援金の受入れ体制」のとおりとする。

第38節 災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

具体的な対策については、第2編第2章第39節「災害救助法の適用」のとおりとする。

第39節 観光地の地震災害応急対策

観光地へ通ずる道路が、地震発生による災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

具体的な対策については、第2編第2章第40節「観光地の災害応急対策」のとおりとする。

第3章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

具体的な計画については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」のとおりとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

具体的な計画については、第2編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」のとおりとする。

第3節 計画的な復興

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

具体的な計画については、第2編第3章第3節「計画的な復興」のとおりとする。

第4節 資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

具体的な計画については、第2編第3章第4節「資金計画」のとおりとする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

地震災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、失業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

具体的な計画については、第2編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」のとおりとする。

第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

具体的な計画については、第2編第3章第6節「被災中小企業等の復興」のとおりとする。